

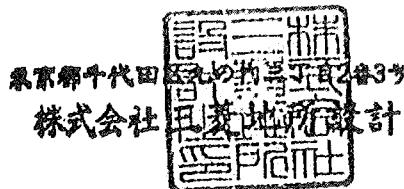
副  
本

証拠番号【16】

E  
乙第9号証

2010年1月14日

三菱地所株式会社 御中



御堂筋フロントタワー新築工事 検査済証について

この度、御堂筋フロントタワーの外装について、耐火構造認定品と異なる製品が設置されていることが2010年1月12日付けの鹿島建設から当社宛の概略報告により判明致しました。

その件に付き2010年1月5日付けにて交付されている検査済証が有効であるかどうかのお問い合わせを頂きましたので、本件の指定確認検査機関である日本建築センターとの打合せ内容を以下にご報告いたします。

- 1 検査済証の有効性の判断は特定行政庁である大阪市が行うものであるが、現時点では大阪市は内容を国土交通省住宅局建築指導課に報告しており國に判断を委ねている。
- 2 なお、日本建築センターの見解としては、
  - (1) 適不適の特定行政庁判断が出ていないことから、検査済証交付後の当該建築物は現時点では適法と考えている。
  - (2) 建物使用については問題ないと考えている。但し、今後特定行政庁から建築主及び施工者宛に何らかの命令が出たらそれに従う必要がある。

以上